

目 次

第1 協働の基本

I	協働の意義	1
1	協働とは	1
2	協働の主体	1
3	協働の必要性と効果	2
4	長野県行政・財政改革方針における協働の位置付け	4
5	長野県総合5か年計画における協働の位置付け	5
II	協働の5原則（ルール）	5
1	目的・目標の共有	5
2	各主体の特性・強みの相互理解と尊重	5
3	役割の明確化と共有	6
4	過程の共有	6
5	評価の実施と公開、改善	6
III	創造的協働を生み出すための活動（アクション）	7
1	協働相手と出会う	7
2	協働を提案する	7
3	できる方法を考える	7
4	中間支援組織やコーディネーターの支援を受ける	8
5	協議会等を設置して事業連携を進める	8

第2 協働の具体的方法と留意点

I	企画立案（P l a n）	9
1	情報交換・意見交換	9
2	企画・立案への参画	12
II	事業の実施（D o）	17
1	事業委託	17
1-2	公の施設の管理（指定管理者制度）	25
2	補助・助成、負担金	26
3	共催	32
3-2	後援	37
4	協定・覚書等による役割の相互確認	39
5	財産の活用	43
6	人的交流	50
III	評価・改善（C h e c k • A c t i o n）	55
	別紙1 「事前確認用シート」	57
	別紙2 「ふりかえりシート」	61